

橿原市社会福祉協議会ホームページバナー広告掲載事業者の募集

橿原市社会福祉協議会ホームページへのバナー広告の掲載について、次のとおり実施することとし、広告を掲載してくださる事業者を募集します。

(1) ホームページ概要

- ①ホームページURL <https://kashi-syakyou.or.jp/>
- ②ページビュー数 月平均2, 4 2 9PV (令和5年6月1日～令和6年5月31日)
- ③更新日 随時

(2) 広告の掲載位置及びスペース

- ①掲載位置
トップページの最下部
- ②掲載枠数
最大6枠

(3) 広告の規格等

- ①バナーサイズ
縦80ピクセル 横256ピクセル
- ②バナーデータ容量
1バナーあたり100KBまで
- ③データ形式
GIF、JPG、PNG形式
※静止画像のみ。GIF等アニメーション不可
※作成にかかる費用は広告主の負担
- ④色調
「JIS X 8341-3:2016」に準拠するよう文字色と背景色のコントラスト（明度差）を十分にとること。背景に模様のある画像、写真等を使用する場合は、文字の周りを縁取るなどして文字を読みやすくするよう配慮すること。
- ⑤文字やイラスト等の解像度
適切な処理を行い、鮮明に見えるようにすること。
- ⑥ALT属性
本会でバナー画像に含まれるテキストを画像名として設定する。

(4) 広告の掲載期間

原則1年間（協議のうえ1年未満（月単位）を掲載期間とすることができる。）

(5) 広告の掲載料

- 30, 000円（税込み）
- ※1年未満を掲載期間とした場合は、月按分とする。

(6) 広告の申込み等手続き

①申込期限

掲載開始日（月の初日）の1ヶ月前（土、日、祝日に当たる場合は直前の平日）

②申込方法

橿原市社会福祉協議会ホームページ広告掲載取扱要綱（要綱）の規定に基づき申込むこと。

※掲載枠上限数までは、新規バナー申込は随時受け付ける。

③申込時の必要書類（データ提出可）

- ・有料広告掲載申込書
- ・バナー広告のデータ
- ・バナー広告からリンク先として指定したホームページの内容等参考になるもの

④掲載料の納入方法

本会からの請求書により請求金額を納入（掲載開始日から1ヶ月以内）すること。

(7) 広告掲載基準等

要綱第2条及び第3条のとおりとする。

(8) 掲載の取りやめ

①本会は、次の規定に該当する場合は、広告掲載期間中であっても、広告主への催告を行わずに広告掲載を取りやめることができる。

ア. 広告主が要綱に違反したとき、又は偽りその他不正な手段により掲載決定を受けたとき。

イ. 指定する期日までに広告内容の修正等の求めに応じないとき。

ウ. バナー広告からリンクするホームページが事前の連絡なく閉鎖されたとき、又は広告掲載申込時から変更され、要綱に違反する状態に至っていると認められるとき。

エ. 広告主の社会的信用を著しく損なうような不祥事が明らかになったとき。

オ. その他広告を掲載することが適当でないと認める事由が生じたとき。

②前号の規定により掲載を取りやめた場合においては、本会は、広告主が本会に納入した掲載料の返還を行わず、かつ、広告主が受けた損害について、その賠償の責めを負わない。

(9) 留意点

①画面全体の雰囲気や他の広告と比較して著しくバランスを欠く表現である場合は、本会から広告主に修正を求めることがある。その場合は、速やかに修正対応すること。

②バナー広告の配置は、本会が決定するものとする。

③広告掲載期間には、維持管理等のためホームページの公開を停止する期間を含む。